

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年1月26日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	甕 隆敏
【電話番号】	03-3593-5957
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・中東株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 3,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年9月12日付にて提出いたしました有価証券届出書（平成29年11月24日付で提出した訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます）の記載事項の一部に訂正もしくは追加を行うため、本訂正届出書を提出するものであります。平成29年12月20日付で書面による決議を行い、ファンド・オブ・ファンズの主要投資対象とするファンドの変更を目的とした約款変更が成立しており、本日より入替え後のファンドの追加を行います。

2. 【訂正事項】

原届出書の内容は本訂正届出書の内容に変更および更新されます。

下線部分は、訂正もしくは追加個所を示します。

第一部【証券情報】

(12) 【その他】

その他

<訂正前>

委託会社へのお問合せ先



投資家の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・中東株式ファンド」 投資信託約款の変更予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「アムンディ・中東株式ファンド」（以下「ファンド」といいます。）について、主要投資対象である外国投資法人（以下「サブファンド」といいます。）を「オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズ」から「Amundi FundsエクイティMENA」に入替えを行う投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

弊社といたしましては、この度の投資信託約款の変更について、投資信託及び投資法人に関する法律第17条およびその関係法令に規定する「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断いたしました。

つきましては、ファンドは平成29年11月27日時点の受益者（平成29年11月24日以降の取得申込および平成29年11月22日以前の解約申込は対象外となります。）を対象に、下記の日程で投資信託約款の変更に関する書面決議の手続きを行います。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り平成30年1月26日をもってファンドの投資信託約款の変更を適用いたします。

書面決議が可決の場合、上記の投資信託約款の変更に加え、同時にファンドの信託終了日を平成30年6月11日から平成35年6月12日まで5年間延長いたします。否決の場合は投資信託約款の変更を行わず、現行通り平成30年6月11日付で定時償還いたします。

なお、ファンドの書面決議の可否に関係なく、「アムンディ・中東株式 マネープール・ファンド」につきましては、信託期間の延長は行わず、平成30年6月11日付で定時償還いたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

投資信託約款の変更に係る書面決議の手続きおよび日程

<u>書面による議決権行使の期間</u>	<u>平成29年11月27日 ~ 平成29年12月19日</u>
<u>書面による決議の日</u>	<u>平成29年12月20日</u>
<u>投資信託約款の変更適用予定日</u>	<u>平成30年1月26日</u>

書面決議の結果のお知らせ

平成29年12月20日の書面決議の結果を、同日、弊社ホームページ（<http://www.amundi.co.jp>）にてお知らせいたします。

この件についてのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話 0120-202-900（フリーダイヤル）（委託会社の営業日の9:00～17:00）

ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

以上

< 訂正後 >

その他
委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの基本的性格

<訂正前>

(略)

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()
	年2回	日本		
年4回		北米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
	欧州			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	アジア	中南米	
		オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	アフリカ	中近東(中東)	
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中東		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産(投資信託証券(株式))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
中東	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う記載がないものをいいます。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<訂正後>

（略）

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(株式))		中南米		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	アフリカ		
	その他 ()	中近東(中東)		
		エマージング		
		中東/アフリカ		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
中東/アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中東およびアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う記載がないものをいいます。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 ファンドの特色」につきましては、次の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

2017年12月20日の書面による決議の結果、アムンディ・中東株式ファンドが主要投資対象とする外国投資法人の入替えを行う投資信託約款の変更が可決されましたので、主要投資対象を「オーシャン・ファンド・エクイティーズ G C C オポチュニティーズ」から「Amundi Funds エクイティ MENA」へ順次入替えを行ってまいります。なお、信託期間は2023年6月12日まで延長されます。以下は入替えが完了したことを前提に記載しています。また、アムンディ・中東株式 マネープール・ファンドについては予定通り2018年6月11日に定時償還いたします。

1 投資信託証券への投資を通じて^{※1}、中東および北アフリカ地域であって、主として中東地域を中心に形成される経済圏の企業^{※2}に実質的に投資します。なお、ベンチマークはありません。

※1 主としてルクセンブルク籍の外国投資法人「Amundi Funds エクイティ MENA」と「Amundi Funds キャッシュ USD」の外国投資証券に投資します。中東および北アフリカ地域の株式等への実質的な投資は「Amundi Funds エクイティ MENA」を通じて行います。

※2 サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等の企業または同地域において主な事業を展開する企業の株式等(これに準じるワラントや債券等を含みます)を実質的な主要投資対象とします。実質的な投資対象国はこれらに限定するものではなく変更または増減する場合があります。

MENA (ミーナ) とは

中東および北アフリカ地域を意味する「Middle East and North Africa」の略称で、中東地域の主要国を中心に形成される経済圏です。

2 「Amundi Funds エクイティ MENA」の運用は、中東および北アフリカ地域の国の株式運用に精通したアムンディ アセットマネジメント[※]が行います。

※ アムンディ アセットマネジメントは、トップダウンとボトムアップを組み合わせた運用プロセスで運用を行います。詳しくは、「ファンドの運用プロセス」をご覧ください。
「Amundi Funds キャッシュ・USD」の運用についても、アムンディ アセットマネジメントが行います。

3 原則として、実質的に組入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

◆中東地域の主要国の多くは、自国通貨を米ドルに連動させる「米ドルヘッジ制」の通貨政策をとっており、現地通貨は米ドルの変動に連動しているため、円で投資されるお客様の為替変動リスクは米ドルの円に対する変動とほぼ同じになります。

将来的に米ドルヘッジ制を廃止する国が出てくる可能性もあります。廃止した場合には、米ドルとの連動性は低くなりますので、為替変動リスクは現地通貨と円の変動が重要となります。

4 「アムンディ・中東株式ファンド」は、「アムンディ・中東株式 マネープール・ファンド」との間でスイッチング[※]が可能です。

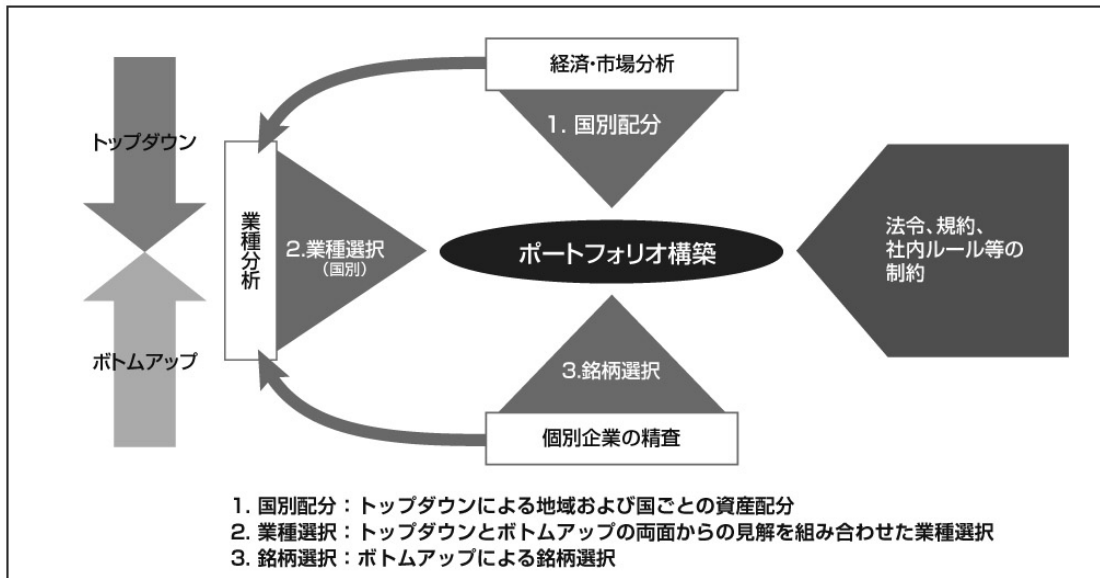
※「アムンディ・中東株式ファンド」または「アムンディ・中東株式 マネープール・ファンド」を換金した場合の手取金をもって、その換金の申込受付日に、もう一方のファンドの購入のお申込みを行うことをいいます。

●スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。

ファンドの運用プロセス

中東株式

GARPスタイル型アクティブ運用を行います。トップダウンとボトムアップの要素を均等に組み合わせた運用アプローチを特徴としています。GARP (Growth at a Reasonable Price) とは銘柄選択を行う際に利用する手法の一つで、成長性に加え株価の割安性を示す指標も重視した運用です。



* 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

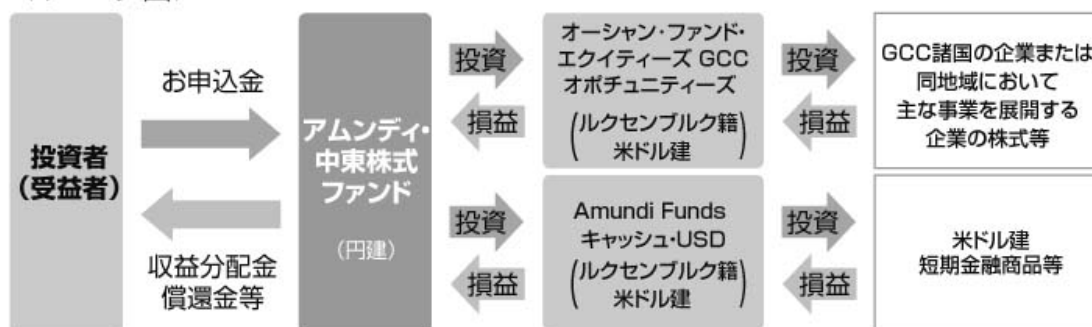
（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

「アムンディ・中東株式ファンド」は複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。ファンド・オブ・ファンズ方式とは一つのファンド（投資信託）が、株式や債券などへ投資する複数のファンド（投資信託）に分散投資し、運用を行う仕組みです。

<イメージ図>



(略)

<訂正後>

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

「アムンディ・中東株式ファンド」は複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。ファンド・オブ・ファンズ方式とは一つのファンド（投資信託）が、株式や債券などへ投資する複数のファンド（投資信託）に分散投資し、運用を行う仕組みです。

<イメージ図>



(略)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

運用方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長をはかることを目標として運用を行い、外国投資証券への投資を通じて、主として中東のGCC諸国（湾岸協力会議加盟国）で事業展開を行う企業（GCC諸国の企業を含みます。）の株式等へ分散投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

投資態度

- (イ) 主としてルクセンブルク籍の米ドル建の外国投資法人である「オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズ (Ocean Fund Equities GCC Opportunities)」および「Amundi Funds キャッシュ・USD (Amundi Funds Cash USD)」（以下、両ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。）の外国投資証券を投資対象とします。
- (ロ) この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、サブファンドの外国投資証券への投資を通じて行います。
- (ハ) 投資対象のサブファンドにおいては、GCC諸国で事業展開を行う企業（GCC諸国の企業を含みます。）の株式等へ投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ニ) 外国投資証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 原則として実質的に組入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

<訂正後>

2017年12月20日の書面による決議の結果、アムンディ・中東株式ファンドが主要投資対象とする外国投資法人の入替えを行う投資信託約款の変更が可決されましたので、主要投資対象を「オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズ」から「Amundi Funds エクイティ MENA」へ順次入替えを行ってまいります。なお、信託期間は2023年6月12日まで延長されます。また、アムンディ・中東株式 マネープール・ファンドについては予定通り2018年6月11日に定時償還いたします。

運用方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長をはかることを目標として運用を行います。

投資態度

- (イ) 主としてルクセンブルク籍の米ドル建の外国投資法人である「オーシャン・ファンド・エクイティーズ G C C オポチュニティーズ」、「Amundi Funds エクイティ MENA」および「Amundi Funds キャッシュ・USD」(以下、各ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。)の外国投資証券を投資対象とします。なお、「オーシャン・ファンド・エクイティーズ G C C オポチュニティーズ」¹は、順次「Amundi Funds エクイティ MENA」への入替えを行います。
- (ロ) この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、サブファンドの外国投資証券への投資を通じて行います。
- (ハ) 投資信託証券への投資を通じて、中東および北アフリカ地域であって、主として中東地域を中心に形成される経済圏の企業²に実質的に投資します。なお、ベンチマークはありません。
- (ニ) 外国投資証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 原則として実質的に組入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

1 入替えが完了した後は投資対象とはいたしません。

2 サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等の企業または同地域において主な事業を展開する企業の株式等(これに準じるワラントや債券等を含みます)を実質的な主要投資対象とします。実質的な投資対象国はこれらに限定するものではなく変更または増減する場合があります。

(2)【投資対象】

【投資対象ファンドの選定方針】

<訂正前>

委託会社は、アムンディで運用される、主として中東のG C C諸国で事業を展開する企業の株式等を主要投資対象とするファンドと、アムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

(略)

<訂正後>

委託会社は、アムンディで運用される、主として中東および北アフリカ地域で事業を展開する企業の株式等を主要投資対象とするファンドと、アムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

(略)

<追加的記載事項>

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 <追加的記載事項>」につきましては、次の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

参考情報

アムンディ・中東株式ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	Amundi Funds エクイティ MENA
ファンドの形態	ルクセンブルク籍 / オープン・エンド・アンブレラ型 / 会社型投資信託 ルクセンブルク籍投資法人「Amundi Funds」をアンブレラファンドとする、Amundi Funds エクイティ MENAの外国投資証券IUシェア(米ドル建)
運用の基本方針	主として中東・北アフリカ諸国(MENA:サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等)の企業等に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指して運用します。
運用会社	アムンディ アセットマネジメント

*アンブレラファンドとは、複数のファンドが群として構成され一体となったものをいいます。

*「Amundi Funds エクイティ MENA」の運用において、投資対象国での規制等により株式による投資が困難な場合、特定の企業の株式を取得する代わりに、一部スワップ等の手法を使う場合があります。

ファンド名	オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズ
ファンドの形態	ルクセンブルク籍 / オープン・エンド・アンブレラ型 / 会社型投資信託 ルクセンブルク籍投資法人「Ocean Fund」をアンブレラファンドとする、オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズの外国投資証券Nシェア(米ドル建)
運用の基本方針	主として中東のGCC諸国(湾岸協力会議加盟国)の企業または同地域において主な事業を展開する企業の株式等に投資し、中長期的な運用資産の成長を目指して運用を行います。
運用会社	アムンディ アセットマネジメント

*「オーシャン・ファンド・エクイティーズGCC オポチュニティーズ」の運用において、投資対象国での規制等により株式による投資が困難な場合、特定の企業の株式を取得する代わりに、一部スワップ等の手法を使う場合があります。

*入替えが完了した後は投資対象とはいたしません。

ファンド名	Amundi Funds キャッシュ・USD
ファンドの形態	ルクセンブルク籍 / オープン・エンド・アンブレラ型 / 会社型投資信託 ルクセンブルク籍投資法人「Amundi Funds」をアンブレラファンドとする、Amundi Funds キャッシュ・USDの外国投資証券MUシェア(米ドル建)
運用の基本方針	主として米ドル建の短期金融商品等に投資し、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。
運用会社	アムンディ アセットマネジメント

上記内容は本書作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

カントリーリスク

<訂正前>

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、金融商品市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先であるGCC諸国の市場は、先進諸国の市場と比べた場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて的確な投資を行えない可能性、あるいは企業内容の開示・会計制度が未発達なために開示内容の質と量にばらつきが生じる可能性があります。さらにGCC諸国を含む中東地域については、地政学的な問題も抱えていることから、政治的・経済的な急変時においては流動性が極端に低下し、より一層価格変動が大きくなることも想定されます。

<訂正後>

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、金融商品市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先である中東・北アフリカなどのエマージング市場は、先進諸国の市場と比べた場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて的確な投資を行えない可能性、あるいは企業内容の開示・会計制度が未発達なために開示内容の質と量にばらつきが生じる可能性があります。さらに中東・北アフリカ地域については、地政学的な問題も抱えていることから、政治的・経済的な急変時においては流動性が極端に低下し、より一層価格変動が大きくなることも想定されます。

購入・換金の中止等

<訂正前>

購入・換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止（換金の場合は外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合を含みます。）、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）などの諸事情により、金融商品市場または外国為替市場が閉鎖され、一時的に購入・換金等ができない場合等は、委託会社の判断により、ファンドの購入または換金の申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。

このほか、ファンドが主に実質的に投資する中東諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金のお申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

購入・換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の購入・換金の申込みを撤回できます。

<訂正後>

購入・換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止（換金の場合は外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合を含みます。）、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト

ト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）などの諸事情により、金融商品市場または外国為替市場が閉鎖され、一時的に購入・換金等ができない場合等は、委託会社の判断により、ファンドの購入または換金の申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。

このほか、ファンドが主に実質的に投資する中東・北アフリカ地域では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金のお申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

購入・換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の購入・換金の申込みを撤回できます。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」につきましては、次の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.9558%（税抜0.885%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の各関係法人への配分は以下の通りとします。

(信託報酬の配分および実質的な負担上限)		(年率)	
	支払先	料率	役務の内容
ファンド	委託会社	0.165% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	0.68% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	0.04% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券		料率	役務の内容
	Amundi Funds エクイティ MENA	1.0% (上限、本書作成日現在) ^{※1}	投資信託財産の運用・管理等の対価
	Amundi Funds キャッシュ・USD	0.1% (上限、本書作成日現在)	
実質的な負担上限		1.9558% (税込) ^{※2}	—

実際の信託報酬額の合計額は投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

※1 この他に、「Amundi Funds エクイティ MENA」においては成功報酬がかかりますが、運用状況によって変動するためその合計額は記載していません。

「Amundi Funds エクイティ MENA」の基準価額（成功報酬控除前）が、計算期間（7月1日から翌年6月30日まで）において期首の基準価額から参照指数(S&P Pan Arab Large Mid Cap)のパフォーマンスを上回った場合、超過分に対して20%の成功報酬がかかります。成功報酬は、日々計上され（参照指数のパフォーマンスを下回った場合は戻し入れされます）、計算期間終了後に投資信託証券から控除されます。

※2 ファンドの信託報酬率0.9558%（年率・税込）に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（「Amundi Funds エクイティ MENA」年率1.0%）を加算しております。なお、主要投資対象の入替完了前は「オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズ」の年率1.2%が最大のものとして加算されますので、実質的な負担上限は2.1558%（年率・税込）となります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会

社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

5【運用状況】

(参考情報)

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況（参考情報）」は次の通り更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

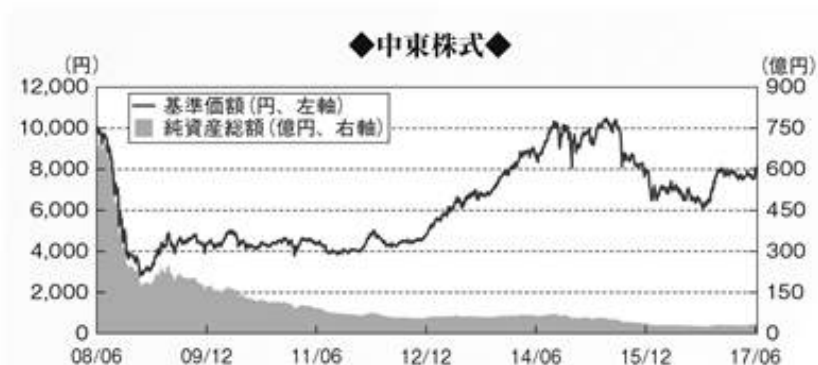
運用実績

基準価額・純資産の推移、分配の推移

2017年6月末日現在

● 基準価額と純資産総額の推移 ●

● 基準価額と純資産総額 ●



	中東株式
基準価額	8,076円
純資産総額	34.6億円

● 分配の推移 ●

◆中東株式◆

決算日	分配金 (円)
5期 (2013年6月10日)	0
6期 (2014年6月10日)	0
7期 (2015年6月10日)	0
8期 (2016年6月10日)	0
9期 (2017年6月12日)	0
設定来累計	0

※分配金は1万円当たり・税引前です。
※直近5期分を表示しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

主要な資産の状況

「主な資産の状況」は、2017年6月末日現在の情報を掲載していますので、「オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズ」の状況が掲載されています。主要投資対象とする投資信託証券は2017年1月26日以降に順次入れ替えてまいります。

● 資産配分 ●

◆中東株式◆

	純資産比 (%)
オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズ	95.58
Amundi Funds キャッシュ・USD	1.54
現金等	2.89
合計	100.00

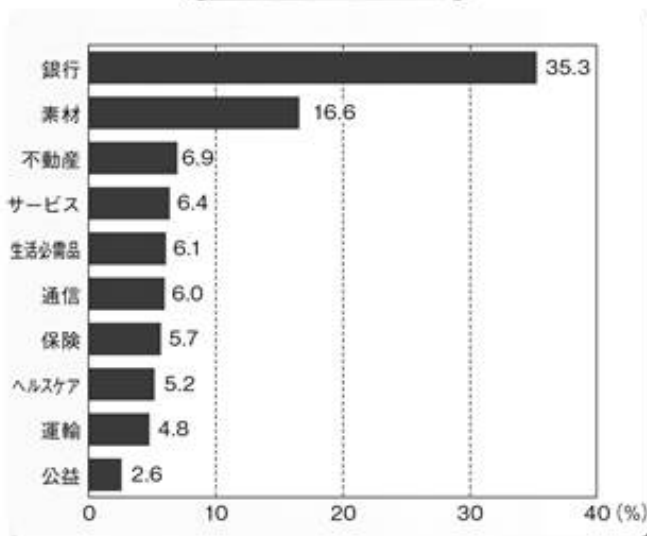
※四捨五入の関係で合計が100.00%にならない場合があります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

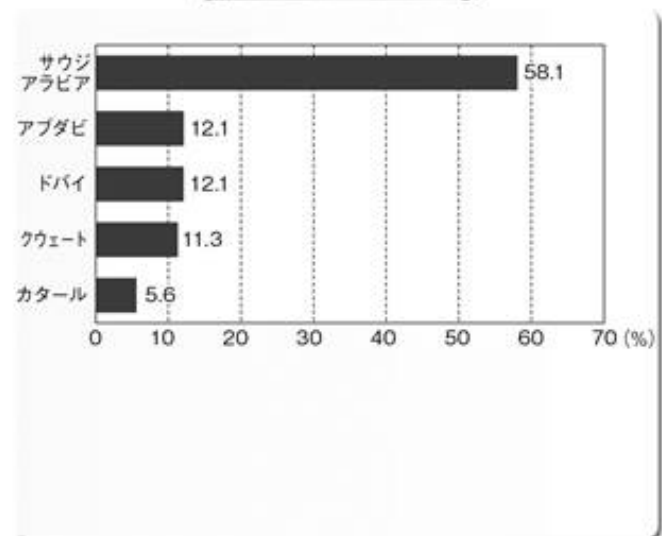
◆中東株式◆

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズのポートフォリオの状況を記載しています。

組入上位10業種



組入上位5カ国



※比率は、オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズの組入有価証券評価額に対する評価全額の割合です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国名	業種	比率 (%)
1	アル・ラジ銀行	サウジアラビア	銀行	9.93
2	サウジ・ベーシック・インダストリーズ	サウジアラビア	素材	8.92
3	エマール不動産	ドバイ	不動産	4.59
4	ナショナル・バンク・オブ・クウェート	クウェート	銀行	4.28
5	ナショナル・コマーシャル・バンク	サウジアラビア	銀行	3.76
6	ヤンブー・ナショナル・ペトロケミカル	サウジアラビア	素材	3.05
7	アルマライ	サウジアラビア	生活必需品	2.87
8	ファースト・アブダビ・バンク	アブダビ	銀行	2.83
9	NMCヘルス	アブダビ	ヘルスケア	2.75
10	カンパニーフォー・コーポレーティブ・インシュアランス	サウジアラビア	保険	2.53

※比率は、オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズの純資産総額に対する評価全額の割合です。

年間収益率の推移

◆中東株式◆



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※◆中東株式◆ 2008年は設定日(6月19日)から年末まで、2017年は年初から6月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

- (5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）などの諸事情による金融商品市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

このほか、ファンドの実質的な主要投資先である中東諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

<訂正後>

（略）

- (5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）などの諸事情による金融商品市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

このほか、ファンドの実質的な主要投資先である中東・北アフリカ地域では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（略）

- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止または取消しされた場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止または取消し以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できません。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

<ラマダン等による休日に該当する場合の取扱い>

ファンドが主に実質的に投資する中東諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得・解約のお申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた取得・解約のお申込みの受付を取消すことがあります。

<訂正後>

(略)

- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止または取消しされた場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止または取消し以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

<ラマダン等による休日に該当する場合の取扱い>

ファンドが主に実質的に投資する中東・北アフリカ地域では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得・解約のお申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた取得・解約のお申込みの受付を取消すことがあります。

3【資産管理等の概要】**(3)【信託期間】**

<訂正前>

平成20年6月19日から平成30年6月11日までです。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

信託期間中に「(5) その他 信託の終了(ファンドの繰上償還)」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了(ファンドの繰上償還)」をご覧ください。

<訂正後>

平成20年6月19日から平成35年6月12日までです。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

信託期間中に「(5) その他 信託の終了(ファンドの繰上償還)」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了(ファンドの繰上償還)」をご覧ください。

(5)【その他】

信託の終了(ファンドの繰上償還)

<訂正前>

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A. 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- B. やむを得ない事情が発生したとき
- C. 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が30億円を下回ることとなったとき
- D. ファンドが投資対象とする外国投資証券にかかる投資法人「オーシャン・ファンド・エクイティーズ G C C オポチュニティーズ」が解散することとなる場合。この場合の手続については、(イ)、(ロ)にかかわらず、投資信託及び投資法人に関する法律第20条第2項の規定を適用するものとします。

委託会社は、前記の事項A.からC.について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

(略)

<訂正後>

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A. 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- B. やむを得ない事情が発生したとき
- C. 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が30億円を下回ることとなったとき
- D. ファンドが投資対象とする外国投資証券にかかる投資法人「オーシャン・ファンド・エクイティーズ G C C オポチュニティーズ」、「Amundi Funds エクイティ MENA」が解散することとなる場合。この場合の手続については、(イ)、(ロ)にかかわらず、投資信託及び投資法人に関する法律第20条第2項の規定を適用するものとします。

委託会社は、前記の事項A.からC.について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

(略)